

適合証明業務手数料規程

株式会社 安心確認検査機構

(趣旨)

第1条 この適合証明業務手数料規程は、株式会社安心確認検査機構（以下「当機関」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」（平成21年4月1日付け）第10条第1項に定める適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 適合証明業務の手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 新築住宅（フラット35，財形住宅融資，積立者向け融資，合理的土地利用建築物）別表1ないし別表3による。
- (2) 賃貸住宅（賃貸住宅融資，まちづくり融資）別表4による。
- (3) 中古住宅（フラット35，財形住宅融資，積立者向け融資）別表5及び別表6による。
- (4) リフォーム（バリアフリー工事，耐震改修工事，財形住宅融資，積立者向け融資）別表7による。

- 2 前項の手数料の額は、類似する住宅の検査が一括又は効率的に実施できる場合等には、実費を勘案して減額することができる。
- 3 適合証明の申請に際し、構造計算書（建築基準法第82条に定める許容応力度計算による。）の添付を必要とする場合の適合証明業務の手数料は、第1項各号の表に掲げる当該手数料の額に11,000円（税込）を加算した額とする。ただし、建築基準法の確認と同時に適合証明の申請をする場合で確認申請に構造計算書の添付を必要とする場合を除くものとする。

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、各適合証明申請の受理時に徴収する。

- 2 前項の手数料の徴収時期は、申請者との協議により、申請時期の異なる物件をまとめた一括納入等別の方法によることができる。
- 3 手数料の徴収方法は、現金又は金融機関振込みのいずれかとする。ただし、当機関がやむを得ないと認めた場合には、別の徴収方法によることができるものとする。

(適合証明書の再交付料金)

第4条 申請者が適合証明書を紛失又はその他の理由により再交付を申請する場合には、再交付料金として1件当たり4,400円（税込）を徴収する。

付 則

この規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 28 年 9 月 15 日から施行する。

付 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

適合証明業務手数料

用語等の説明

- ・ 優良住宅 : フラット35S (優良な住宅基準, 特に優良な住宅基準)
- ・ 竣工済特例 : 竣工済み新築住宅における物件検査の特例措置住宅
- ・ n : 対象戸数
- ・ 評価書等 : 新築時の適合証明書, 新築時の建設住宅性能評価書, 既存住宅の建設住宅性能評価書, 新築時の現場審査合格書等, 新築時の「住宅事業建築主基準に係る適合証」
それぞれの基準を満たすもの

(別表1) (新築住宅)

【一戸建て】

		手数料 (税込) 1戸当たり (円)		
		設計検査	中間検査	竣工検査
確認検査又は住宅性能評価の業務を当機関で行う場合	優良住宅以外	8,800 ^{*1*}	17,600 ^{*2*}	8,800
	優良住宅	17,600 ^{*1*}	26,400 ^{*2*}	17,600
上記以外	優良住宅以外	16,500	17,600 ^{*4*}	17,600
	優良住宅	25,300	26,400 ^{*4*}	26,400
竣工済特例	優良住宅以外	16,500 ^{*1*}	—	17,600
	優良住宅 ^{*5*}	29,700 ^{*1*}	—	30,800

*¹ 設計住宅性能評価 (一定の等級を満たすもの) を当機関で行う場合は, 設計検査は省略となります。

*² 建設住宅性能評価 (一定の等級を満たすもの) を当機関で行う場合は, 設計検査及び中間検査は省略となります。

*³ 建築基準法の中間検査又は住宅瑕疵担保保険の現場検査 (躯体工事完了時) のいずれかを当機関で行う場合は, 中間検査は省略となります。

*⁴ 住宅瑕疵担保保険の現場検査 (躯体工事完了時) を当機関で行う場合は, 中間検査は省略となります。

*⁵ 「耐震性」は対象外となります。

(注1) 優良住宅を2項目以上利用する場合は, 1項目につき上記金額に 8,800 円 (税込) を加えた額とする。

(注2) 長期優良住宅認定住宅 (当機関が技術的審査適合証を交付したものに限る。) の場合は, 設計検査は省略となります。

(別表2) (新築住宅)

【連続建て, 重ね立て】

		手数料 (税込) 1棟当たり (円)		
		設計検査	中間検査	竣工検査
確認検査又は住宅性能評価の業務を当機関で行う場合	優良住宅以外	22,000 ^{*1*}	11,000+ 4,400×n ^{*2*}	11,000+ 4,400×n
	優良住宅	44,000 ^{*1*}	11,000+ 8,800×n ^{*2*}	11,000+ 8,800×n
上記以外	優良住宅以外	上記金額の2倍 ^{*4*}		
	優良住宅			

*¹ 設計住宅性能評価 (一定の等級を満たすもの) を当機関で行う場合は, 設計検査

は省略となります。

※² 建設住宅性能評価（一定の等級を満たすもの）を当機関で行う場合は、設計検査及び中間検査は省略となります。

※³ 建築基準法の中間検査又は住宅瑕疵担保保険の現場検査（躯体工事完了時）のいずれかを当機関で行う場合は、中間検査は省略となります。

※⁴ 住宅瑕疵担保保険の現場検査（躯体工事完了時）を当機関で行う場合は、中間検査は省略となります。

（注1） 優良住宅を2項目以上利用する場合は、1項目につき上記金額に8,800(税込)を加えた額とする。

（注2） 長期優良住宅認定住宅（当機関が技術的審査適合証を交付したものに限る。）の場合は、設計検査は省略となります。

（別表3）（新築住宅）

【共同住宅】

		手数料（税込） 1棟当たり（円）		
		設計検査	中間検査	竣工検査
確認検査又は住宅性能評価の業務を当機関で行う場合	優良住宅以外	22,000 [*]	—	11,000+ 4,400×n
	優良住宅	44,000 [*]	—	10,800+ 8,800×n
上記以外	優良住宅以外	上記金額の2倍		
	優良住宅			

※設計住宅性能評価（一定の等級を満たすもの）又は建設住宅性能評価（一定の等級を満たすもの）を当機関で行う場合は、設計検査は省略となります。

（注1） 優良住宅を2項目以上利用する場合は、1項目につき上記金額に8,800円(税込)を加えた額とする。

（注2） 長期優良住宅認定住宅（当機関が技術的審査適合証を交付したものに限る。）の場合は、設計検査は省略となります。

（別表4）（賃貸住宅）

		手数料（税込） 1棟当たり（円）		
		設計検査	中間検査	竣工検査
確認検査又は住宅性能評価の業務を当機関で行う場合	10戸以下	22,000 [*]	—	11,000+ 4,400×n
	20戸以下	38,500 [*]	—	11,000+ 4,400×n
	50戸以下	55,000 [*]		11,000+ 4,400×n
	50戸超	110,000 [*]		11,000+ 4,400×n
上記以外		上記金額の2倍		

※設計住宅性能評価（一定の等級を満たすもの）又は建設住宅性能評価（一定の等級を満たすもの）を当機関で行う場合は、設計検査は省略となります。

(別表5) (中古住宅)

【一戸建て等】(一戸建て, 連続建て, 重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅)

融資の区分	手数料(税込) 対象住宅1戸当たり(円)	
	評価書等活用なし	評価書等活用あり
リ・ユース住宅	22,000	14,300
リ・ユースプラス住宅	44,000	22,000
フラット35	44,000	22,000

(注1) 耐震評価が必要な建築物は, 上記金額に22,000円(税込)を加えた額とする。

- ・耐震評価が必要な建築物とは, 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は, 表示登記の日付(新築)が昭和58年3月31日以前)の建築物をいう。

(注2) 新たに優良住宅(中古タイプ基準を含む。)を利用する場合は, 1項目につき上記金額に8,800円(税込)を加えた額とする。

(別表6) (中古住宅)

【マンション】(地上階数3以上の共同建ての住宅)

融資の区分	手数料(税込) 対象住宅1戸当たり(円)		
	評価書等活用なし 又は 登録 ^{※1} なし	評価書等活用あり 若しくは 登録 ^{※1} あり	2住戸目以降 ^{※2} 又は 同一棟内他住戸 検査結果活用 ^{※3}
リ・ユースマンション	22,000	14,300	14,300
リ・ユースプラスマンション	44,000	22,000	22,000
フラット35	44,000	22,000	22,000

※1 登録とは, マンション情報登録を行っているマンション

※2 2住戸目以降とは, 同一棟内での複数住戸同時申請の場合の2住戸目以降をいう。

※3 過去に同一棟内他住戸の中古住宅適合証明書を当社で交付している場合で, かつ, 有効期間内であれば活用できます。

なお, 優良住宅基準については他住戸検査結果の活用はできません。

(注1) 耐震評価が必要な建築物は, 上記金額に22,000円(税込)を加えた額とする。

- ・耐震評価が必要な建築物とは, 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は, 表示登記の日付(新築)が昭和58年3月31日以前)の建築物をいう。

(注2) 新たに優良住宅(中古タイプ基準を含む。)を利用する場合は, 1項目につき上記金額に8,800円(税込)を加えた額とする。

(注3) 中古マンション住棟単位適合証明については, 別途見積による。

(別表7) (リフォーム)
 一戸建て等, マンション

融資の区分	手数料(税込) 対象住宅1戸当たり(円)	
	当機関による増改築等の 確認検査業務なし	当機関による増改築等の 確認検査業務あり
バリアフリー工事	17,600	13,200
耐震改修工事	26,400	17,600
財形住宅融資		
積立者向け融資	41,800	19,800

(別表8) (リノベ)
 一戸建て等, マンション

基本料金(税込)(円)		
事前確認	現地調査を含む(リフォーム工事前の住宅の要件に係る確認書、建設性能評価書、適合証明書がある場合は基本料金より21,600円減額)	44,000
計画確認		22,000
適合証明	現地調査含む	44,000

追加料金(税込)(円)		
事前確認	旧耐震の物件であり、耐震評価を行う場合	22,000
計画確認	旧耐震の物件であり、耐震評価を行う場合(フラット35リノベの基準項目を省エネルギー性、バリアフリー性、耐久性・可変性で申請する場合)	22,000